

「平 20 国告 283 号改正」検査結果表 記入上の注意について

平成 20 年国交省告示第 283 号(以下 平 20 国告 283)改正対応の報告書を受付始めておりますが、新たに追加・変更記入上の間違い、漏れが非常に多い状況です。共通の間違い内容を次のとおり連絡しますので、注意の上報告書を作成するようお願い致します。

1. 1(6)制御器 折衝器、継電器及び運転制御用基板

【注！】以下は「ブレーキ用接触器の接点」についても同様である。また、ロープ式エレベーター検査結果表について記載しているが、その他機種と同検査項目も同様である。検査番号等は当該機種に読み替えのこと。

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要更正 既存 不適合	
(6)	電動機主回路接触器の主接点 ① 主接点を目視により確認 ② フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) ② -a) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()		通・否・確認不可 最終交換日 年 月 日 ③④ 下記【記入例】		

【記入上の注意事項】

- ① **【必須】**主接点を目視により確認 ⇒ 目視で「可」「否」を判定し「○」を囲む。目視で確認不可の場合は「確認不可」を選択し「○」で囲む。
- ② **【必須】**フェールセーフ設計⇒製造者 HP 等で公開している技術資料(以下 製造者技術資料)より、当該品(※1)がフェールセーフ設計に該当するか否かのいずれかを「○」にて囲み選択する。製造者が倒産などにより確認できない場合は「該当しない」を選択し、下記 b)にて記入のこと。 (※1) 接触器、継電器及び運転制御用基板
 - a) 「フェールセーフ設計」に該当する場合
 ⇒ 交換基準「イ」を「○」で囲み、製造者技術資料より、当該品に交換基準が設定されているか否かを確認する。
 - ・交換基準がない場合：()の「なし」と記入する。
 - ・交換基準がある場合：()に交換基準を記入する。[検査対象となり、最終交換日に対し判定が必要]
 【注！】「目視」という交換基準にはない。「著しい摩耗があること」等となっているはずなので、製造者資料をよく確認すること。
 - b) 「フェールセーフ設計」に該当しない場合 ⇒ 「交換基準」欄
 - ・交換基準「イ」を「○」で囲む伴に、製造者技術資料を調査し、当該品の交換基準を()に記入する。
 - ・製造者が倒産等のやむを得ない事情により、製造者交換基準が不明の場合、検査者が交換基準値を設定し()に記入する。
- ③ **【必須】**最終交換日の記入
 - a) 当該品の最終交換日を記入。当該接触器等が複数ある場合は、交換した日が最も古い接触器等が最終交換日となる。
 交換基準が複数ある場合等、状況により記入方法が異なっている。
 2016 年版昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書(以下 16 年版業務基準書)P224 の記入例をみて該当する内容にて記入すること。
 - b) 最終交換日に選択した接触器名称を、最終交換日下に記入する。
 - c) 【注！】 交換日が不明な場合は、設置日もしくは使用開始年月日を記入する。
- ④ **【必須】**交換基準がある場合
 「最終交換日」欄下に、交換基準と当該接触器を確認した判定結果の記入が必要。交換基準に対し、最も古いと判定された接触器等と比較し判定のこと。接触器名称と現在までの使用年数(作動回数)を記入する。
 (「フェールセーフ設計」に該当する場合で交換基準が「ない」場合は記入不要。)

【③④の記入例】

最終交換日 平成 10 年 5 月 8 日 AA	← 最も古い最終交換日と、その下にその接触器名称を記す
AA 19 年	← 交換基準に対し最も古い接触器名称と使用年数(作動回数)を記す

詳しくは、検査結果表 (注意)⑪[ロープ式エレベーターの場合]、16 年版業務基準書 P222~225 の記載内容を確認すること。

2. 1(12)巻上機 綱車又は巻胴

【記入上の注意事項】

本検査項目は、判定した「イ」「ロ」「ハ」のいずれかを選択し記入する。

[注!] 「イ」もしくは「ロ」と「ハ」が重なって判定(記入)されることはない。右欄の「適」「否」は、「ハ」の判定を選択した時の判定として「○」で囲む。

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	mm					
				適・否					

「イ」「ロ」「ハ」の該当する判定項目を選択。「イ」「ロ」での判定は実測値のみ記入。「適」「否」を○で囲む必要はない。右欄の「適」「否」は「ハ」判定時に○で囲む。

詳しくは、検査結果表 (注意)⑬[ロープ式エレベーターの場合]の内容を確認すること。

3. 1(14)巻上機 ブレーキ

【記入上の注意事項】

① 「イ 構造上対象外」とは、安全確保のための改善措置が不要である構造のブレーキ(以下 改善措置不要ブレーキ)を示す。この場合、「イ」を○で囲む。プランジャストローク判定としては「指摘無し」となる。当該ブレーキが対象か否かは 16 年版業務基準書 P234 のフローチャートか、製造者資料により判断のこと。「イ」の場合、「ロ」「ハ」の基準値及び実測値の記入は不要である。

なお、製造者によっては、「改善措置不要ブレーキ」に、改善措置に対する判定基準、交換基準を設定している場合があるので、製造者資料の指示により判定し「8.上記以外の検査項目」に記入する。

② 要改善ブレーキの場合、「ロ」もしくは「ハ」を選択し、要是正、要重点点検となる基準値と実測値を記入し判定する。

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
(14)	巻上機	ブレーキ	プランジャストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				

「要改善ブレーキ」の場合、「ロ」もしくは「ハ」を選択し、要是正、要重点点検となる基準値と実測値を記入し判定する。

詳しくは、検査結果表 (注意)⑰[ロープ式エレベーターの場合]、16 年版業務基準書 P233~235 の記載内容を確認すること。

4.2(3) 主索又は鎖

「4(6) 調速機ロープ」についても、下記とほぼ同じ記入方法である。併せて注意のこと。

【記入上の注意事項(従来との変更点)】

- ① 「素線切れ」判定において、「指摘無し」と判定した場合
「該当する素線切れ判定基準」には (ハ) と記入すること。【注!】空欄ではない。
- ② 錆びた摩耗粉により赤さび色に見える部分が「なし」と判定した場合には、その下の欄は記入不要である。空欄もしくは (ー) を記入すること。
- ③ 錆びた摩耗粉により赤さび色に見える部分が「あり」場合、「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、検査結果表(注意)の②及び表2により該当する記号を記入する。
 <例> 「1.摩耗粉が多量に付着している」場合で「イ.要是正判定」のとき：(1-イ)

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)				
	素線切れ	最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
	谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数 本				
	主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					

素線切れ「指摘無し」判定時は(ハ)と記入[空欄ではダメ]

「なし」選択の場合、その下欄「 」は空欄もしくは(ー)を記入
「あり」選択の場合、所定欄に記入する。

錆及び錆びた摩耗粉判定基準は従来と異なりました。検査結果表(注意)②及び表2より判定下さい。

詳しくは、検査結果表(注意)②～⑤[ロープ式エレベーターの場合]、16年版業務基準書 P245～252 の記載内容を確認すること。